

北海道感染防止対策協力支援金 Q & A

大規模施設支援金

1 概要について

No	質問	< 9月分（9月13日～9月30日の要請分） >
1	趣旨について	国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施します。
2	支援の対象となる施設は	特定措置区域（札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市）に所在する大規模施設が対象です。
3	要請・協力依頼の内容は（床面積1,000㎡超の多数の者が利用する大規模施設（商業施設、遊技施設等））	<ul style="list-style-type: none">・営業時間：5時～20時まで（土日祝日の休業は要請しません） ※ 生活必需物資の売場等については除く・大規模商業施設において人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。・感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。・土日におけるセールや集客イベントを自粛する。・整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の利用を行わない

No	質問	< 9月分（9月13日～9月30日の要請分） >
4	要請・協力依頼の内容は（床面積1,000㎡超のイベントに準じた取扱を要請する大規模施設（劇場、集会・展示施設等））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間：5時～20時（イベント開催及び映画館は21時）まで ・ 人数制限：人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ・ 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。 ・ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知 ・ 酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）及びカラオケ設備の利用を行わない
5	支援金の支給対象となる「床面積1,000㎡超の多数の者が利用する大規模施設」とは	<p>商業施設 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など</p> <p>遊技施設 パチンコ屋、ゲームセンターなど</p> <p>遊興施設 性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬（車・舟）券売場など</p> <p>サービス業 スーパー銭湯、エステサロンなど（生活必需サービスを除く）</p>
6	支援金の支給対象となる「床面積1,000㎡超のイベントに準じた取扱を要請する大規模施設」とは	<p>劇場等 劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど</p> <p>集会・展示施設 集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館など</p> <p>ホテル・旅館 ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）</p> <p>運動施設・遊技施設 野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地など</p>

2 対象範囲

No	質問	< 9月分（9月13日～9月30日の要請分） >
1	支援金の対象となる事業者は	建物の床面積1000㎡を超える大規模施設のうち要請に協力いただいた「大規模施設を運営する事業者」、及び当該大規模施設が営業時間短縮を行ったことに伴い営業時間短縮を行った「テナント事業者」が対象となります。
2	支給対象となる「大規模施設テナント」とは	要請期間において、要請に応じている大規模施設の区画を賃借または分譲を受けて自己名義等で出店し事業を営む店舗であること。 要請の対象となる大規模施設が、営業時間短縮要請を受けて大規模施設の営業時間短縮を行ったことに伴い、営業時間短縮を行った店舗であること。
3	市町村民センターについて、下記のいずれに該当するのか確認したい (1) 多数の者が利用する大規模施設 (2) イベントに準じた取り扱いを要請する大規模施設	市町村民センターは、「集会・展示施設」として、イベントに準じた取扱いを要請する施設に該当します。しかしながら、市町村民立施設は、原則休館としており、時短要請等の対象外であるため、本支援金の対象にはなりません。
4	施設は市町村の所有で、指定管理者（民間や財団法人など）が管理運営を行っている場合、本支援金の対象となるか	市町村が所有する施設（民間や財団法人などが指定管理者の場合も含む）については、「公立施設は原則休館」としており、時短要請等の対象外であるため、本支援金の対象にはなりません。

3 申請に関して

No	質問	< 9月分（9月13日～9月30日の要請分） >
1	オンライン申請はいつから出来るのか	令和3年10月1日（金）から受付を開始します。